

ごみ焼却処理施設の 排出ガスの測定値を公表します

ごみの焼却に伴う排出ガスの測定値を、次のとおり公表します。
今回の結果については、国の規制値はもとより、施設管理値を十分満たす結果となっています。

【みかもクリーンセンターの排出ガスの測定値】

▶測定日 9月7日(土)～8日(日) 全項目測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値等 ^{*1}
ばいじん	g/Nm ³	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.08以下
硫黄酸化物	ppm	2.7	2.4	30以下	1,260以下
塩化水素	ppm	10	11	43以下	430以下
窒素酸化物	ppm	37	32	50以下	250以下
一酸化炭素 ^{*2}	ppm	1	1	30以下	法令100以下 ガイドライン30以下
ダイオキシン類 ^{*3}	ng-TEQ/Nm ³	0.0039	0.011	0.05以下	法令1以下 ガイドライン0.1以下

【葛生清掃センターの排出ガスの測定値】

▶測定日 8月1日(木)～2日(金) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物測定
10月1日(火)～2日(水) ダイオキシン類測定

項目	単位	1号炉	2号炉	施設管理値	国の規制値、指針値等 ^{*1}
ばいじん	g/Nm ³	0.009	0.011	0.05以下	0.25以下
硫黄酸化物	ppm	5.0未満	5.0未満	60以下	2,790以下
塩化水素	ppm	43未満 ^{*4}	42未満 ^{*4}	300以下	430以下
窒素酸化物	ppm	130	140	200以下	250以下
一酸化炭素 ^{*2}	ppm	定期測定実施せず ^{*2}			法令100以下 ガイドライン50以下
ダイオキシン類 ^{*3}	ng-TEQ/Nm ³	0.076	0.21	— ^{*5}	法令10以下 ガイドライン1以下

<補 足>

ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素の測定結果は、大気汚染防止法に基づく乾きガス、酸素濃度12%換算値である

測定値中の「～未満」の表記は、定量下限値未満のことで、定量下限値とは、その装置で正確に測定できる最低濃度のことであり

- ※1 みかもクリーンセンターと葛生清掃センターとで国の規制値、指針値などが異なるのは、炉の種類、処理能力、稼働開始時期などにより適用される値が異なるため
- ※2 一酸化炭素については、法で定める定期の測定項目には該当せず、常時測定し記録するという項目となっている。なお、みかもクリーンセンターについては、建設時から性能確認項目に含まれているため、他項目と同時に測定を行っている
- ※3 ダイオキシン類測定は法令により年1回以上測定することとされており、みかもクリーンセンターは年2回、葛生清掃センターは年1回実施している
- ※4 葛生清掃センターの塩化水素濃度の下限値が1号炉・2号炉で異なるのは、実測濃度を酸素濃度換算しているため
- ※5 葛生清掃センターのダイオキシン類の施設管理値に記載が無いのは、建設当時ダイオキシン類を規制する法律がなかったため、国の規制値に準じている

○用語、単位などの一般的な説明

- ・ばいじん…排出ガスに含まれるすすなど。喘息や気管支炎の原因となる
- ・硫黄酸化物…石油などの硫黄分が燃えることで生じる。呼吸器を刺激する
- ・塩化水素…強力な刺激物質で、鼻や気道の粘膜を刺激する
- ・窒素酸化物…物が燃えるとき窒素分により発生する。光化学スモッグなどの原因物質
- ・一酸化炭素…有機物が不完全燃焼したとき発生する。中毒などを引き起こす
- ・ダイオキシン類…塩素を含む物質の不完全燃焼により発生する。発ガン性がある
- ・g/Nm³…1立方メートル中に1g含有することを表す濃度
- ・ppm…100万分の1を表す単位。1ppmは0.0001パーセントのこと
- ・ng-TEQ/Nm³…(ng/Nm³)は1立方メートル中に1gの10億分の1含有することを表し、(TEQ)はダイオキシン類の量を毒性に換算したことを示すもの



【訂正】

葛生清掃センターの塩化水素の施設管理値に誤りがありました。単位換算の誤りによるもので、今回公表分から訂正させていただきます。誤 184ppm ⇒ 正 300ppm

■問合せ クリーン推進課 ☎(22)2654 なお、番号を確認してお間違いのないようお願いいたします。



「佐野市市民活動推進計画(第二期計画)(案)」に関するパブリック・コメント(意見公募)を実施します

市では、佐野市市民活動推進条例を制定し市民活動の推進をしています。この条例を具現化するための「佐野市市民活動推進計画(第二期計画)(案)」がまとまりましたので、パブリックコメント(意見公募)を実施し、皆様のご意見を募集します(電話による意見の受け付けは行いません)。

資料は下記の場所で、平日の午前8時30分から午後5時まで閲覧できます。

※市ホームページでは期間中、常時、閲覧できます。

- ▶ **公表する案** 佐野市市民活動推進計画(第二期計画)(案)
- ▶ **募集期間** 1月6日(月)～2月6日(木)(必着)
- ▶ **閲覧場所** 情報公開窓口(東仮庁舎事務棟1階)、市民活動促進課(南仮庁舎2階)、田沼行政センター、葛生行政センター
- ▶ **提出先** 〒327-8501 市民活動促進課(住所不要)
FAX(21)5120 siminkatudou@city.sano.lg.jp
- **問合せ** 市民活動促進課 ☎(20)3812

パブリック・コメントは、市の政策や計画の策定における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民の皆さんの市政への参画を促進するため、ご意見を募集する制度です。ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

広報さの・市ホームページへの広告募集

「広報さの」への広告および「市ホームページ」に掲載するバナー広告を募集します。

【広報さのへの広告募集】

▶ 広告の掲載号

5月1日号～平成27年4月1日号(毎月1日号に掲載)

広告掲載スペース	広告規格	広告料	募集枠数
①生活情報欄 最下段半枠	縦45mm ×横86.5mm	15,000円	毎号4口 (合計48口)
②生活情報欄 最下段1枠	縦45mm ×横175mm	30,000円	毎号4口 (合計48口)
③裏表紙下段	縦100mm ×横175mm	100,000円	毎号1口 (合計12口)

☆複数号への申し込みも可能です

☆1広告主につき毎号1口限り応募できます

☆募集枠数を越えた号は抽選となります

【規制業種または事業者】

- ・風俗営業法第2条に該当またはこれに類するもの
 - ・消費者金融など
 - ・ギャンブルに関するもの
 - ・法律に定めのない医療類似行為を行うもの
 - ・佐野市から指名停止を受けている業者
 - ・行政指導を受け、未改善のもの
 - ・その他広告掲載不適当と市長が認めるもの
- その他、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

【市ホームページへのバナー広告募集】

▶ 広告掲載期間

4月1日～平成27年3月31日の範囲内での月単位掲載。掲載開始は申込月の1日午前9時から掲載終了は月の末日午後5時まで

広告の規格

(1枠につき) 縦40ピクセル×横140ピクセル(GIFまたはJPEG形式、10KB以内)

▶ **掲載料金** 1カ月につき15,000円

▶ **月間アクセス数** 月平均約53,000件(トップページ) ※参考数値です

▶ **掲載の位置** 市ホームページをご覧ください

▶ 広告のデザイン

市ホームページのデザインを損なうものなどは不可(広告掲載者と担当課とで調整してから掲載)

▶ **申込** 広告原稿、市税の納税証明書、申込者の業務内容が分かる書類(法人の場合、法人の登記事項証明書)をそえて、市ホームページからダウンロードした申込用紙に必要事項を記入し、1月6日(月)から31日(金)までに、お申し込みください
※詳しくは市ホームページ(<http://www.city.sano.lg.jp/>)をご覧ください

■ **問合せ** 政策調整課 ☎(20)3037

